

契約概要のご説明

この保険の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。保険契約者以外の被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

1. 商品の仕組み

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」(パーソナル生活補償保険)は、保険期間中に被保険者(補償の対象となる方)がケガにより死亡した場合を基本補償とする保険です。

2. 被保険者の範囲

- (1) **被保険者本人としてご加入できる方は、始期日時点における年令が満89才以下の方となります。**
- (2) 傷害事故の被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望の型をお選びください。ただし、始期日時点における被保険者の年令が満70才以上満89才以下の場合は本人型のみとなります。なお、同居・別居の別や続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。住民票上は同居となっていたも実態が別居の場合は、ここであいう同居には該当しません。

型	被保険者の範囲		
	本人 (注1)	配偶者 (注2)	同居の親族 (注3) ・別居の未婚 (注4) の子
本人型	○	—	—
家族型 (注5)	○	○	○

- (3) 個人賠償責任危険補償特約(被保険者拡張型)における被保険者の範囲は、次のとおりです。
- 本人
 - 本人の配偶者 (注2)
 - 本人またはその配偶者 (注2)の同居の親族 (注3)・別居の未婚 (注4)の子・別居の父母

※被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

- (4) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における被保険者は、保険申込書の被保険者欄に記載された方で、かつ、アマチュアゴルファーの方となります。

- (注1) 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。
(注2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
(注3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
(注4) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。
(注5) 家族型では、「本人またはその配偶者 (注2)の同居の親族 (注3)」または「本人またはその配偶者 (注2)の別居の未婚 (注4)の子」をいいます。

2 | 基本となる補償 等

- (1) 基本となる補償
「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」**1**をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。
- (2) 主な特約の概要
「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」**2**をご参照ください。
- (3) 保険金額の設定
保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。
- 各保険金額は、引受けの限度額があります。保険金額は、被保険者の年令・収入等に照らして適正な額となるように設定してください。

保険会社の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

事故が起こった場合は

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

日本生命お客さま専用ダイヤル

サンキュー アイ オイ ニッセイドワ

0120-721-101 (無料)

0120-39-1012 (無料)

・受付時間[平日9:00～17:00]
・土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

・受付時間[24時間365日]
・おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
日本損害保険協会そんぽADRセンター 「ナビダイヤル」**0570-022-808**
・受付時間[平日9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
・電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
・携帯電話からも利用できます。
・電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

- このパンフレットは「ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて取扱代理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。また、ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても「ご契約内容確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキが届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」」は傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- 取扱代理店は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

ご契約に関するご連絡・お問い合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-95-0055 (無料)

ご契約に関するお問い合わせについては、右のコードもしくは当社ホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)からご確認ください。

アクセスはこちら



【ご注意ください事項】
・プライバシー保護のため、ご契約に関するご連絡・お問い合わせは保険契約者ご本人さまからお願いします。
・ご契約内容やお申し出内容によって、担当職員によるお手続きとなる場合もあります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談 ・ お申込

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
https://www.aioinissaydowa.co.jp/

大好評!

ニッセイ個人賠償プラン

まるごとマモルの

豆知識



あいおいニッセイ同和損保

2024年10月1日以降始期用
(2025年1月版)

商品概要はこちら



日常生活には多くの賠償リスクがひそんでいます。

自転車で駐車中の他人の車に傷を付けてしまった



買い物中に商品を落として壊してしまった



子どもが友人の車に飲み物をこぼしてしまった



飼い犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった



間違っって線路へ侵入してしまい電車運行を止めてしまった(日本国内のみ)



※上記事例でも、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

もしこのような事故の加害者となった場合、損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることも・・・

判決認容額^(注)

9,521万円

■ 事故の概要

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、2013年7月判決)

※一般社団法人 日本損害保険協会発行「知っていますか?自転車事故の実態と備え」より



(注)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

自転車保険の加入義務化が進んでいます。

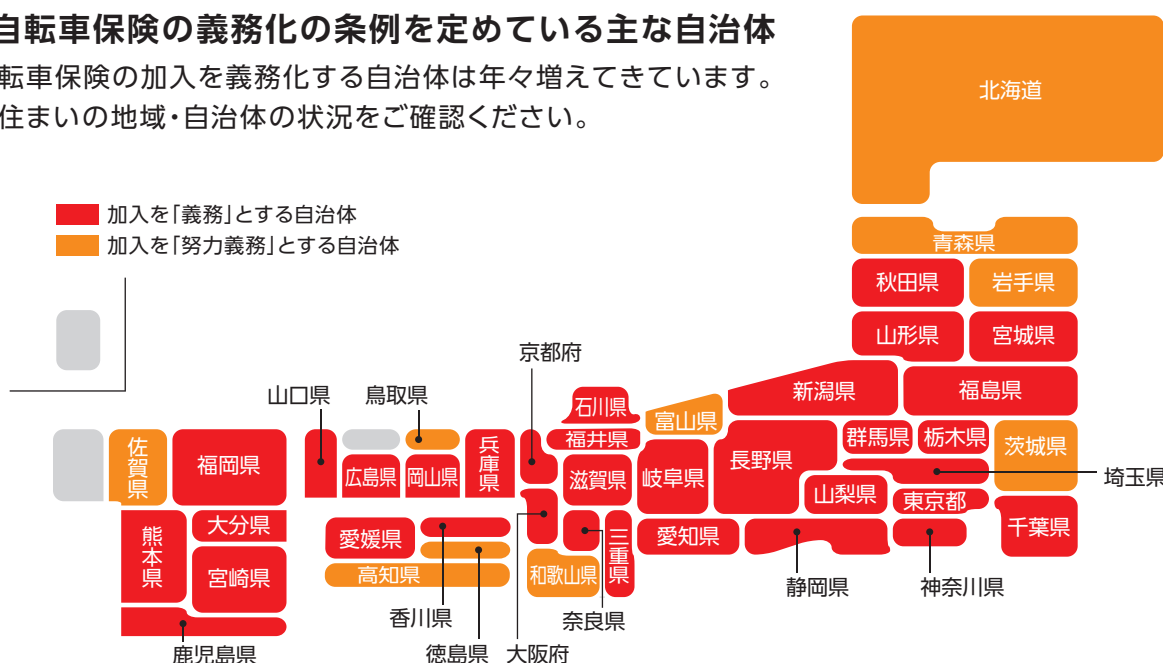
自転車の重大事故が増えていることから、“被害者の保護”と“加害者の経済的負担軽減”のため、高額賠償に備える保険の加入を義務化する自治体が増えています。

加入が義務付けられるのは、その自治体に住んでいる場合はもちろん、通勤・通学等でその自治体を通過する場合も含まれます。

●自転車保険の義務化の条例を定めている主な自治体

自転車保険の加入を義務化する自治体は年々増えてきています。お住まいの地域・自治体の状況をご確認ください。

- 加入を「義務」とする自治体
- 加入を「努力義務」とする自治体



まるごとマモル

のご契約プランと保険料

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』は、被保険者本人の年齢により選択できるプランが異なります。

被保険者本人の年齢が満69才以下の場合		基本プランの補償内容				オプションプランの補償内容			
補償項目	保険金額	①基本プラン				②携行品プラン(本人型)			
個人賠償責任危険保険金	無制限 (日本国外:3億円) (免責金額:0円)	本人	家族 ^(注2)	別居の父母 ^(注3)		本人	家族 ^(注2)	別居の父母 ^(注3)	
傷害死亡 ^(注1) 保険金	10万円	本人				本人			
携行品損害保険金	20万円 (免責金額: 1事故3,000円)					本人			
ホールインワン・アルパトロス費用保険金	20万円								
年間保険料(一時払)		2,360円				3,510円		4,790円	7,290円

被保険者本人の年齢が満70才以上の場合		基本プランの補償内容				オプションプランの補償内容			
補償項目	保険金額	①基本プラン				②携行品プラン(本人型)			
個人賠償責任危険保険金	無制限 (日本国外:3億円) (免責金額:0円)	本人	家族 ^(注2)	別居の父母 ^(注3)		本人	家族 ^(注2)	別居の父母 ^(注3)	
傷害死亡 ^(注1) 保険金	2.5万円	本人				本人			
携行品損害保険金	20万円 (免責金額: 1事故3,000円)					本人			
ホールインワン・アルパトロス費用保険金	20万円								
年間保険料(一時払)		2,360円				3,510円			7,290円

(注1)ニッセイ個人賠償プランでは、ケガによる後遺障害(傷害後遺障害保険金対象外特約セット)・入院・通院は補償の対象外となります。
 (注2)「家族」とは、①本人の配偶者、②本人またはその配偶者の同居の親族^(注4)、③本人またはその配偶者の別居の未婚^(注5)の子をいいます。
 (注3)「別居の父母」とは、本人またはその配偶者の別居の父母のことをいいます。(注4)「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 (注5)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 ※1上記プラン以外の引受けはできません。※2保険契約期間の途中で、プランの変更はできません。※3この商品に被保険者本人としてご加入いただける方は、始期日時点における年齢が満89才以下の方となります。なお、ご家族および別居の父母の方については年齢制限はありません。
 ●このパンフレットに掲載の保険料は2024年10月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となることがあります。

自動継続特約

- 被保険者本人の年齢が始期日時点で満68才以下のすべての契約に**自動継続特約が自動セット**され、翌年以降、手続き不要で自動的に契約が継続されます。
- ※ただし、**継続契約の保険始期日時点で被保険者本人の年齢が満70才以上の場合、自動的に継続されないため、毎年お手続きが必要となります。**
- 自動継続特約がセットされた契約の保険料支払方法は「**口座振替**」のみとなり、毎年始期翌月に自動で保険料が引き落とされます。
- ※1 当社または保険契約者から満期日の属する月の前月10日までに別段の申し出がない場合、満期後も同一の内容で自動的に継続^(注1)します。※2 ご契約初年度に告知・同意した内容は、継続契約においても引き継がれます。※3 継続契約の始期日時点の被保険者本人の年齢が、満70才の場合は自動継続を行わず、別途、取扱代理店よりご契約の案内を行います。※4 保険金請求事故が多発した場合には、継続を中止することがあります。(注1) 継続契約には、この保険契約に適用される特約が適用されるものとします。ただし、継続契約の始期日における制度または料率等^(注2)を適用しますので、継続前の契約と異なる場合があります。(注2) 制度または料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。

【サービスのご案内】この商品には、次のサービスがセットされます。

- 生活安心サポート
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※1 サービスをご利用いただける方は保険契約者となります。保険契約者と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は被保険者となります。※2 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。※3 サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。※4 サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。※5 サービスは、当社が委託している提携サービス会社が提供します。※6 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ「生活安心サポートサービスガイド」でご確認ください。

まるごとマモル

の補償内容

基本プランの補償内容

個人賠償責任危険保険金

偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、日本国内で電車を運行不能にしたりして法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

※業務遂行に直接起因する損害賠償責任は補償対象外です。(例:配達サービス中の自転車事故)
 ※被保険者本人以外の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故は補償対象外です。(例:別居の父母宅で発生した漏水事故等)

傷害死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。

オプションプランの補償内容

携行品損害保険金

外出中に、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品が、偶然な事故が原因で壊れたことなどにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。(免責金額:1事故3,000円)

※1 携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡、漁具等保険の対象に含まれない物があります。(5ページ参照)

※2 損害の額は、1回の事故につき、身の回り品1個、1組または1対あたり10万円、乗車券(定期券は補償の対象です)・現金等は5万円が限度となります。

ホールインワン・アルパトロス費用保険金

被保険者が日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合に、慣習として負担した費用を保険金としてお支払いします。

(ご注意)キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。お支払いする場合については5ページをご確認ください。

保険金をお支払いできない場合があります。「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」または **5** ページを必ずご確認ください。

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」

○個人賠償責任危険補償特約(被保険者拡張型)

保険金額	無制限
被保険者範囲	本人+家族+ 別居の父母

自動車保険
○日常生活賠償特約

火災保険
○日常生活賠償特約

傷害保険
○日常生活賠償特約

無制限	3億円	3億円
本人+家族	本人+家族	本人+家族

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」
個人賠償責任危険補償の被保険者範囲

※各保険契約にセットされている特約名は当社の特約名称(2024年10月現在)です。保険会社により、特約名・保険金額が異なることがあります。
 (注1)日本国内の事故における限度額になります。(注2)「家族」とは、①本人の配偶者、②本人またはその配偶者の同居の親族^(注4)、③本人またはその配偶者の別居の未婚^(注5)の子をいいます。(注3)「別居の父母」とは、本人またはその配偶者の別居の父母のことをいいます。(注4)「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(注5)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

『まるごとマモル』はペーパーレス保険証券とWeb約款になります!

下記注意事項もご確認ください

「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はパソコンやスマートフォン等から閲覧できます。

当社は、ペーパーレス保険証券・Web約款のご契約件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

- ペーパーレス保険証券・Web約款の注意事項
- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
 - 「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意していただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。

複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、**特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。**
 ※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、**特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。**
 ※2 **特に、個人賠償責任危険補償特約(被保険者拡張型)の保険金額は無制限で設定していますので、他に同種の補償がないことをご確認ください。**
 次ページ「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」において、補償が重複する可能性がある特約に、**補償重複** マークを付けています。

お支払いする保険金および 費用保険金のご説明

1 傷害に関する補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
傷害死亡 保険金 傷害補償 特約(傷害 補償(疾病 起因・心神 喪失起因 傷害補償 型)特約	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日をきめて180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額
	傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ※傷害後遺障害保険金対象外特約がセットされています。 ※保険証券は「傷害死亡・後遺障害保険金額」と表示されます。	

2 各特約の補償内容

個人賠償 責任危険 保険金 (注2)(注3) 個人賠償 責任危険 補償特約 (被保険者 拡張型) 補償重複	①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等を運行不能にさせ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ア.被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 免責金額(注4)(0円) ※1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 ※日本国内での事故に対しては、支払限度額はありせん(保険金額は無制限です)。日本国外での事故に対しては、3億円が支払限度額となります。 ※損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 ※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意しない場合、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。また、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
携行品 損害 保険金 (注3) 携行品 損害 補償特約 (1事故 限度額型) 補償重複	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(※1)に損害が発生した場合(※1)携行品とは、被保険者が住宅(敷地を含みます)外において携行している被保険者所有の身の回り品(※2)をいいます。ただし、約款所定の「保険の対象に含まれないもの」を除きます。 (※2)身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。 ※補償対象外となる主な携行品は下記「携行品損害保険金の補償対象外となる主な携行品」欄をご覧ください。	損害の額 免責金額(注4)(1事故 3,000円) ※1回の事故につき、携行品損害保険金額が限度となります。 ※損害の額は、修理費または保険価額(※1)によって決定します。また、損害の額には、損害の発生・拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額が限度となります。 ※損害の額は、1個、1組または1対あたり10万円が限度となります。ただし、通票または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 ※携行品が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。 (※1)保険価額は、再調達価額(※2)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(※3)を差し引いた額をいいます。(※4) (※2)再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (※3)減価額とは、保険の対象が現に使用されている場合で十分な維持・保守管理がされているときは、再取得するのに必要な金額の50%を限度とし、使用されていない場合や十分な維持・保守管理がされていない場合は、再取得するのに必要な金額の90%を限度とします。 (※4)保険の対象が貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董、彫刻物等美術品である場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
ホールイン ワン・ アルバトロス 費用保険金(注3) ホールイン ワン・ アルバトロス 費用補償 特約 補償重複	被保険者が日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかった費用をお支払いします。 ●保険金をお支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは次のとおりです。 日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上(1〜35以上のホール(ハーフ)を正順にラウンドした場合のもので次のいずれかに該当する場合 ①「[同伴競技者]および「[キャディ等の同伴競技者以外の第三者]」(注6)の両方が目撃(注7)したホールインワン・アルバトロス ②達成証明資料(ビデオ映像等)により、その達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス ※公式競技の場合、「[同伴競技者]または「[キャディ等の同伴競技者以外の第三者]」(注6)のいずれかの目撃(注7)がある場合もお支払いの対象となります。(ご注意ください) 原則として、キャディを同伴しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金をお支払いの対象にはなりません。	次の費用のうち実際に支出した額 ①贈呈用記念品購入費用(※1) ②祝賀会に要する費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他償費として負担することが適当な社会貢献、自然保護(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります) (※1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (※2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付を希望される場合などを含みます。 ※保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 ※ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(当社、他の保険会社を問いません)ご契約の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。

- (注1) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
- (注2) この特約における被保険者の範囲は、本人・本人の配偶者・本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子・別居の父母になります。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に關する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
- (注3) 他の保険契約等との関係でお支払いする保険金の額が制限されることがあります。
- (注4) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- (注5) 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
- (注6) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など
- (注7) 目撃とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することを含みます。達成後に呼ばれてカップインしたボールを発見した場合は「目撃」に該当しません。

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』(パーソナル生活補償保険)の 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

詳しくは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。被保険者の範囲は、**契約概要のご説明**＞1 商品の仕組み＞2.被保険者の範囲 をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- a. 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。
- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ・自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中の事故
 - ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失(※1)
 - ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産(※1)
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)
 - ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
- b. 次のいずれかの場合については、保険金をお支払いできません。
- ・入浴中の溺水。ただし当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。(※2)
 - ・原因がいかなるときでも誤嚥によって発生した肺炎
 - ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
 - ・被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、電線以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動を行っている際の事故
 - ・被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 など
- (※1) 発病日時点における被保険者本人の年齢が満70才以上の場合は、保険金支払いの対象となります。
(※2) 発病日時点における被保険者本人の年齢が満70才以上の場合は、疾病等による溺水の場合も保険金支払いの対象となります。

- a. 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・保険契約者、被保険者または法定代理人の故意
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ・核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性
- b. 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ・専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者と同居する親族(注5)に対する損害賠償責任
 - ・被保険者の使用人(家事使用人を含みません)が被保険者の業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者と第三者との間の約款によって加重された損害賠償責任
 - ・レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預ったりした財物の損壊について、正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任
 - ・航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

- 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
 - ・被保険者と同居する親族(注5)の故意
 - ・自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用している運転中の事故
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注1)
 - ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波
 - ・核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性
 - ・差押え・没収・破壊等の公権力の行使
 - ・携行品の欠陥
 - ・携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、けがれ、発熱、自然発熱またはわずかな虫食い等
 - ・携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ等外観上の損傷または携行品の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの
 - ・偶然な外來の事故に直接起因しない携行品の電気的故障・機械的故障(故障等)ただし、これらの事由により発生した火災による損害を含みます。
 - ・携行品である液体の流出。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を含みます。
 - ・携行品の置き忘れ・紛失 など

- 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ① 日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス
 - ② ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
 - ③ ゴルフ場の従業員等が実際に勤務し働いていたゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など

携行品損害保険金の補償対象外となる主な携行品

- ① 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌー等)、航空機およびこれらの付属品
- ② 自動車(自動二輪車を含みます)およびその付属品(自動車用電子式航法装置、ETC車載器を含みます)
- ③ 原動機付自転車およびその付属品
- ④ 自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品
- ⑤ 無人機、ラジコン機型およびこれらの付属品
- ⑥ パソコン、タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- ⑦ 携帯電話、スマートフォン、ポータブルナビ等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- ⑧ 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物
- ⑨ 動物および植物その他の生物
- ⑩ 株券、手形その他の有価証券(乗車券、定期券、通票および小切手を含みません)、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます)、フレットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネーその他これらに類する物
- ⑪ 運転免許証、パスポート、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、煎茶、き草、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については補償対象となります。
- ⑫ 漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クローラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます)
- ⑬ プログラム、データその他これらに類する物であって市販されていないもの など

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』と 自動車保険、ペット保険「ワンにゃんdeきゅん」 セットでご加入をおすすめします!

充実した補償と安心の事故対応! 「自動車保険」

2%割引!



「まるごとマモル」をご契約されているお客さまは、自動車保険(注)の保険料が2%割引になります。

(注) 上記以外に「タフビズ事業用自動車保険(ドラレコプラン・NextTプラン・プラスSプラン・つながるプラン)」[「タフビズ事業用自動車総合保険」等を含んだノンフリート契約が対象です。(ドライバー保険を除きます。)]

※割引の適用には条件があります。詳細は取扱代理店または当社にお問合わせください。

ペットの病気やケガに備える! 「ワンにゃんdeきゅん」

5%割引!



『まるごとマモル』をご契約されているお客さまは、
当社ペット保険「ワンにゃんdeきゅん」の保険料が5%割引になります。

※1 「ワンにゃんdeきゅん」はペット保険のペットネームです。※2 割引の適用には条件があります。詳細は取扱代理店または当社にお問合わせください。

日常で起きるあらゆる万が一を想定した 24時間365日事故対応サービス 「It's MORE」

It's MORE
いつも安心。もっと安心。
お客さまの日常の万が一に“いつも安心。もっと安心。”
事故の受付だけでなく事故の対応まで!
“24時間365日事故対応サービス”で夜間や休日でも安心

- ※1 相手方との示談交渉は示談交渉サービスが付帯されているご契約に限り、ご利用いただけます。ただし、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は示談交渉サービスの対象外となります。なお、「日常生活賠償特約」においては日本国外で発生した事故も示談交渉サービスの対象外となります。また、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
- ※2 お客さまや事故の相手の方との面談による対応、保険金のお支払手続等は、平日の営業時間内での対応となります。

- 「タフ・クルマの保険」は個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険 NextT」および「タフ・見守るクルマの保険 プラスS」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険(運転特性の取得方法によってペットネームが異なります)、「タフ・つながるクルマの保険」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および「車両運行情報に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフビズ事業用自動車総合保険」は一般総合自動車保険のそれぞれのペットネームです。
- 「タフビズ事業用自動車総合保険(ドラレコプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた「タフビズ事業用自動車総合保険」のプラン名称です。「タフビズ事業用自動車総合保険(NextTプラン・プラスSプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「事故発生の通知等に関する特約」がセットされた「タフビズ事業用自動車総合保険」のプラン名称です(運転特性の取得方法によってプラン名称が異なります)。「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および「車両運行情報に関する特約」がセットされた「タフビズ事業用自動車総合保険」のプラン名称です。
- このページは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず該当の「豆知識」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて当社ホームページをご参照ください。もしくは、取扱代理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。